

長岡市財務規則（抄）

平成3年3月28日 規則第15号

最近改正 令和7年9月30日 規則第57号

第7章 契約

第1節 通則

（契約事務の原則）

第127条 契約事務は、法令、条例及びこの規則に定めるところに従い、公正かつ合理的に行わなければならない。

（契約に関する事務）

第128条 予算執行職員は、その所掌に係る契約に関する事務を行うものとする。
ただし、予算執行職員は、必要があると認めるときは、他の職員に命じてその事務の一部を行わせることができる。

（契約の方法等）

第129条 予算執行職員は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、次項から第4項までに規定する場合を除き、一般競争入札に付さなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、指名競争入札に付することができる。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、競争入札に付さずに随意による契約（以下「随意契約」という。）を締結することができる。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては予定貸借料の年額又は総額とし、長期継続の契約にあつては12月分の予定価格とする。）が別表第4左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める金額を超えないものをするとき。

- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、本市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第28項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労選択支援、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令の定めるところにより市長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者から役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者（以下この号において

「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより市長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から受ける契約をするとき。

- (4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の3の定めるところにより市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から別に定める手続により買い入れ、若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者から別に定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。
- (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (9) 落札者が契約を締結しないとき。

4 動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているときは、せり売りの方法により契約を締結することができる。

(契約書の作成)

第130条 予算執行職員は、契約につき契約書を作成し、市長の氏名を記載し、押印の上、契約の相手方と相互に交換しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

- (1) せり売り及び売価表示販売にするとき。
- (2) 物品の売払いの場合において、買主が直ちに代金を納めてその物品を引き取るとき。

- (3) 国又は他の地方公共団体と契約するとき。
 - (4) 電力、ガス、水道、電信電話等の供給契約又は使用契約をするとき。
 - (5) 単価契約に基づく契約をするとき。
 - (6) 売買、貸借、請負その他の契約（長期継続契約であるものを除く。）でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第4左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める金額を超えないものをするとき。
 - (7) 随意契約（長期継続契約であるものを除く。）であつて、災害その他の理由により、契約書の作成が事務上の支障を生じさせると認められるものをするとき。
- 2 予算執行職員は、前項第6号及び第7号に該当し、契約書の作成を省略する場合において、契約の適正な履行を確保するため必要と認めるときは、契約の相手方に請書その他これに準ずる書類を提出させることができる。

（契約書の記載事項）

第131条 前条の規定により予算執行職員が作成すべき契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的物
- (2) 契約金額
- (3) 契約履行の期限及び場所
- (4) 代金の支払又は受領の時期及び方法
- (5) 契約保証金の額
- (6) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における契約の解除、遅延利息及び違約金その他の損害金
- (7) 危険負担
- (8) かし担保責任
- (9) 契約に関する紛争解決の方法
- (10) 監督及び検査
- (11) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（契約保証金）

第132条 予算執行職員は、契約の相手方に現金又は銀行その他市長が確実と認

める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。次項第2号において同じ。）が振り出し、若しくは支払を保証した小切手等をもって契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付させなければならない。

2 前項に規定する契約保証金は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 第196条第1項に規定する有価証券
- (2) 銀行その他市長が確実と認める金融機関の保証
- (3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

3 契約保証金は、契約の相手方が契約の定める義務を履行したときに還付するものとし、利息を付さない。

（契約保証金の免除）

第132条の2 予算執行職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5及び令第167条の11の規定に基づき別に市長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国（政府関係機関を含む。以下この章において同じ。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結する場合において、

契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (7) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業に係る契約を締結する場合において、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（仮契約書の作成）

第133条 予算執行職員は、長岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年長岡市条例第9号）の規定により議会の議決に付すべき契約を締結しようとするときは、当該契約の相手方と、議会の議決があったときに本契約として認められる旨の仮契約書を作成し、相互に交換しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該契約の相手方が国（公庫、公団及び事業団を含む。）、他の地方公共団体又は長岡地域土地開発公社の場合は、仮契約書の作成を省略し、議会の議決があったときに本契約を締結することができる。
- 3 予算執行職員は、第1項の場合において議会の議決があったときは、速やかにその旨を当該契約の相手方に書面をもって通知しなければならない。

（違約金の徴収）

第134条 予算執行職員は、契約の相手方がその責めに帰すべき理由により契約履行期限内に契約を履行しない場合は、契約の定めるところにより、市長の決裁を受けて遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1以上の割合で違約金を徴収することができる。

- 2 前項の違約金の徴収は、契約の相手方に対して支払うべき契約代金又は契約保証金から徴収し、なお不足があるときは、追徴する。

（契約の解除）

第135条 予算執行職員は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約の解除をすることができる。

- (1) 契約の性質上、一定の日時又は一定の期間内に契約が履行されなければその目的を達することができない場合に、その時期が経過したとき。
- (2) 契約の相手方が契約を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行を催告したにもかかわらず、その期間内になお履行しないとき。

(3) 履行の全部又は一部が契約の相手方の責めに帰すべき理由により不能となったとき。

(4) 前3号に掲げるときのほか、契約の相手方が契約条件に従わないとき。

2 契約の解除は、書面をもってしなければならない。ただし、第130条第1項ただし書の規定により契約書の作成を省略した場合で、書面をもってする必要がないと認められるものについては、この限りでない。

(監督及び検査)

第136条 予算執行職員は、工事又は製造その他についての請負契約をした場合においては、自ら又は他の職員をして契約の適正な履行を確保するため、立会い、指示その他適正な方法により監督しなければならない。

2 契約の相手方は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を履行したときは、直ちに予算執行職員にその旨を届け出なければならない。

3 予算執行職員は、前項の規定による届出があったときは、直ちに自ら又は他の職員に命じてその受ける給付の完了の確認をするため、契約書等の関係書類に基づいて必要な検査を行わなければならない。

(検査調書の作成)

第137条 予算執行職員又は予算執行職員以外の者は、前条第3項の規定に基づく検査を完了した場合においては、検査調書を作成しなければならない。ただし、別表第4左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める金額以下のものについては、請求書等に検査をした者の証明を付することをもって検査調書に代えることができる。

2 収支命令職員は、前項の検査調書によらなければ、当該契約に係る経費について支出命令をしてはならない。

(部分払)

第138条 予算執行職員は、契約の定めるところにより、工事又は製造の請負その他の契約に係る既存部分又は既納部分に対して、その完済前又は完納前にその代金の一部を支払うことができる。

2 前項に規定する支払金額は、工事又は製造についてはその既済部分に対する代金の額の10分の9、物件の購入についてはその既済部分に対する代金の額を超えることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造における完済部

分に対しては、その代金の全額までを支払うことができる。

3 予算執行職員は、第1項の規定により部分払をしようとするときは、契約の相手方から一部履行届を提出させなければならない。

4 予算執行職員は、部分払をする場合において、その対象とした物件について必要があると認めるときには、契約の相手方の負担において本市を被保険者とした損害保険契約を締結させなければならない。

5 第136条第3項及び前条の規定は、第3項の一部履行届の提出があった場合に準用する。

(危険負担)

第139条 契約の目的物の引渡し前に生じた損害については、特に定めがある場合のほか、契約の相手方の負担とする。

(売払代金の完納時期)

第140条 物件その他の売払代金は、法令又は契約に特別の定めがある場合のほかは、その引渡しとき、又は移転の登記若しくは登録のときまでに完納させなければならない。

第2節 一般競争契約

(定義)

第141条 一般競争契約とは、一般競争入札及びせり売りの方法により契約を締結する場合をいう。

(入札の公告)

第142条 予算執行職員は、一般競争入札に付そうとするときは、入札期間の前日から起算して次の各号に掲げる予定価格の区分に応じ当該各号に定める期間において新聞又はその他の方法により公告しなければならない。ただし、予算執行職員がやむを得ない理由があるとき、第2号及び第3号の期間を5日以内に限り短縮することができる。

(1) 予定価格が500万円未満のもの 1日以上

(2) 予定価格が500万円以上5,000万円未満のもの 10日以上

(3) 予定価格が5,000万円以上のもの 15日以上

(入札について公告する事項)

第143条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 一般競争入札に付する目的物

- (2) 契約条項を示す場所及び期間
- (3) 入札及び開札の場所及び日時
- (4) 競争加入資格の制限をしたときは、その制限
- (5) 入札に参加する資格を有することについて予算執行職員の確認を受けなければならない旨
- (6) 入札保証金
- (7) 当該契約が議会の議決を要し、議会の同意があったときに本契約を締結するものであるときは、その旨
- (8) 入札に当たっては、この規則の各条項を守らなければならない旨
- (9) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
(予算執行職員の責務)

第144条 予算執行職員は、入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）に対し、契約条項その他の関係書類及び現場等を熟知させる等、入札価格を決定するために必要な便宜を図るよう努めなければならない。

（入札保証金等）

第145条 入札者は、入札前にあらかじめ現金又は第196条第1項各号に掲げる有価証券をもって、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

2 予算執行職員は、一般競争入札を執行しようとするときは、入札者をして入札保証金を納付した事実を証する書類を提示させ、その確認をしなければならない。

（入札保証金の免除）

第146条 予算執行職員は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。本市及び入札者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する入札（以下「電子入札」という。）による場合についても、同様とする。

- (1) 入札者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 競争入札に付する場合において、令第167条の5及び令第167条の11の規定に基づき別に市長が定める資格を有する者で、過去2箇年の間に国又は地

方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (3) 物品の売払いのため競争入札に付する場合において、入札者が落札者となった場合に契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金の還付)

第147条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定した後、落札者に対しては契約が確定した後それぞれ還付するものとする。ただし、落札者の納入に係る入札保証金については、当該落札者の同意を得て契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

(予定価格の決定等)

第148条 予算執行職員は、一般競争入札により支出の原因となる契約をしようとするときは、当該契約に関する仕様書、設計書等によって予定価格を定めなければならない。

- 2 予算執行職員は、前項の規定により定めた予定価格を記載した書面（以下「予定価格書」という。）を封書にして開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、第4項の規定に該当する場合は、この限りでない。

- 3 前項の場合において、予算執行職員は、市長が定めるところにより、入札を執行する直前に予定価格書を開封し、予定価格を公表することができる。

- 4 予算執行職員は、電子入札を行おうとするときは、予定価格をあらかじめ公表することができる。

- 5 前項の規定により予定価格を公表するときは、第142条の規定による公告においてその額を明らかにしなければならない。

- 6 予算執行職員は、一般競争入札により収入の原因となるような契約を締結しようとするときは、当該契約の目的物についてあらかじめ予定価格を設け、これを第142条の規定による公告において明らかにしておかなければならない。

(予定価格の決定方法)

第149条 前条第1項の予定価格は、一般競争入札に付する目的物の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約にあつては、単価についてその予定価格を定めることができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期限の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(最低制限価格の設定)

第150条 一般競争入札により工事又は製造等についての請負又は委託の契約をしようとする場合において、最低制限価格を設けようとするときは、第148条第1項及び第2項の規定を準用する。

- 2 前項の規定により最低制限価格を設けたときは、第142条の規定による公告においてその旨を明らかにしなければならない。

(入札の方法)

第151条 入札者は、入札に際し、定められた入札書を使用しなければならない。

- 2 入札者は、本人又は代理人が指定の日時及び場所に出席して、入札書に必要な事項を記入し、自己の氏名を表記の上、封書にして提出しなければならない。ただし、入札者が希望するときは、市長が別に定めるところにより入札書を書留郵便で提出することができる。
- 3 予算執行職員は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、電子入札を行うことができる。
- 4 前項の規定により電子入札を行うときは、第142条の規定による公告においてその旨を明らかにしなければならない。
- 5 電子入札の方法については、この規則に定めるもののほか、市長が別に定める。

(代理入札)

第152条 予算執行職員は、代理人に入札に関する行為をさせようとする者に対しては、入札開始時刻前までに委任状を提出させ、代理権について確認しなければならない。ただし、工事の請負以外の場合においては、委任状の提出以外の方法で代理権を確認することができる。

(入札の時期)

第153条 入札は、公告した入札開始時刻から入札締切時刻までの間に予算執行職員の指示に従い行わなければならない。

- 2 電子入札を行う場合にあっては、前項の規定にかかわらず、入札書が本市の使用に係る電子計算機に備えられた記録媒体（以下「記録媒体」という。）

に記録された時を入札が行われた時とみなす。

- 3 入札者は、予算執行職員の入札開始時刻及び入札締切時刻の認定に対して異議を申し立てることができない。

(開札)

第154条 予算執行職員は、入札締切時刻経過後直ちにその場で、入札者を立ち会わせて開札しなければならない。ただし、第151条第2項ただし書に規定する郵便入札又は電子入札の場合は、入札者を立ち会わせることを要しない。

- 2 前項本文の規定により開札する場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員（以下本条において「立会職員」という。）を立ち会わせなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、電子入札の場合であって、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、立会職員を立ち会わせないことができる。

- 4 第1項本文の規定により開札する場合において、予定価格が著しく高額であるときその他予算執行職員が特に必要と認めたときは、立会職員を立ち会わせることができる。

- 5 予算執行職員は、第1項の規定による開札により落札者があった場合には、その場で直ちに口頭又は書面により出席者に公表するとともに落札者に対して書面又は口頭により通知しなければならない。

- 6 予算執行職員は、入札結果について入札調書を作成しなければならない。この場合において、第2項又は第4項の規定により立会職員が立ち会ったときは、当該入札調書について当該立会職員の確認を受けなければならない。

(無効入札)

第155条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加するに必要な資格のない者のした入札又は代理権の確認を受けない代理人がした入札
- (2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札
- (3) 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が第145条第1項に規定する額に達しない者がした入札
- (4) 郵便による入札であって、公告で別に指定しない場合において、入札開

始時刻までに到着せず、又は書留郵便以外の方法によった入札

(5) 入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札

(6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する不正行為によった入札

(7) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

第156条 予算執行職員は、工事又は製造等についての請負又は委託の契約を締結しようとする場合において、最低価格をもって申込みをした者と契約を締結することにより、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、市長の承認を得て当該最低価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者としてすることができる。

2 予算執行職員は、前項に規定する措置をとるに当たっては、市長があらかじめ指定する専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

(入札の打切り)

第157条 落札者の決定後、当該落札者が契約の締結をしない旨を申し出たときは、当該落札者以外に落札者となるべき価格を入札した者があっても、その者を落札者とししない。

(再入札等)

第158条 予算執行職員は、初度の入札において落札者がいない場合は、入札条件を変更しないでその場で直ちに再入札に付することができる。ただし、再入札は2回を限度とする。

2 再入札の場合の入札保証金の額は、第145条の規定にかかわらず、初度の入札において納付した額とする。

3 初度及び第1回の再入札において無効入札をした者は、再入札に加わることはできない。

4 予算執行職員は、再入札に付そうとするときは、その旨並びに入札開始時刻及び入札締切時刻をあらかじめ口頭又は書面で当該再入札に参加しようとする者に公表しなければならない。

(入札の中止等)

第159条 予算執行職員は、不正が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。

2 予算執行職員は、前項の規定により入札を中止し、又は入札期日を延期したときは、速やかにその理由及びその旨を入札公告と同様の方法により公告しなければならない。

3 予算執行職員は、第1項の規定により入札を中止し、又は入札期日を延期した場合において、郵便による入札書が到着したときは、開札しないで直ちにこれを返送しなければならない。

4 予算執行職員は、前項の場合において、電子入札による入札書が記録媒体に記録されたときは、これを開札しないで中止又は延期をした事実を記録するものとする。

(せり売り)

第160条 予算執行職員は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適している場合には、一般競争入札の規定に準じてせり売りに付することができる。

第3節 指名競争契約

(指名競争参加人数)

第161条 予算執行職員は、指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指名しなければならない。

(指名通知)

第162条 予算執行職員は、前条の規定により相手方を指名したときは、第142条の規定に準じ、相当の見積期間において第143条各号に掲げる事項を指名した者に通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第163条 指名競争入札の手続については、この節に定めるもののほか、第144条から第160条までの規定を準用する。

第4節 随意契約

(予定価格の決定)

第164条 予算執行職員は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第148条及び第149条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、支出の原因となる契約をしようとする場合において、法令等に定める基準による

価格により契約をするときは、第148条第2項本文の規定にかかわらず予定価格書を作成しないことができる。

(見積書の徴取)

第165条 予算執行職員は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

2 前項の規定による見積書の徴取は、電子入札の例により行うことができる。

(随意契約の相手方)

第166条 令第167条の4に該当する者は、随意契約の相手方とすることができない。

第5節 建設工事の特例

(契約の相手方の資格)

第167条 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）の契約の相手方は、同法第3条第1項の規定による許可を受けた者でなければならない。ただし、同項ただし書に規定する工事又は市長が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。

(請負参加の申込み)

第168条 建設工事の指名競争入札に参加し、又は随意契約における協議に加わろうとする者は、市長が別に定める方法により申込みをしなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。

2 前項の規定による申込みの方法、期限等は、新聞、掲示その他の方法により公告する。

(請負参加申込者名簿の作成)

第169条 予算執行職員は、前条の申込みがあったときは、これを調査及び分類し、請負参加申込者名簿を作成しておかなければならない。

(建設工事の請負基準約款)

第170条 建設工事の請負契約については、特別の事情がある場合を除いては、第130条第1項の規定にかかわらず、別に定める建設工事請負基準約款により契約するものとする。

(契約書の作成)

第171条 予算執行職員は、建設工事の請負契約を締結しようとするときは、第131条第1号から第5号までに掲げる事項及び建設工事請負基準約款に従う旨

を記載した契約書を作成し、契約の相手方が確定した日の翌日から起算して10日以内に当該契約書を交換しなければならない。

- 2 前項に規定する契約を締結する場合において電磁的記録による契約書を作成するときは、建設業法第19条第3項に規定する措置を講じなければならない。

第172条 削除

第173条 削除

第174条 削除

(工事着手時期及び工期の起算)

第175条 建設工事の契約の相手方は、入札の公告又は指名の通知において別に指定をしない場合は、契約締結の日から起算して7日以内に工事に着手しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由により予定時期までに着手できない場合において予算執行職員の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 建設工事の工事期間は、入札の公告又は指名の通知において指定をしない場合は、契約締結の日から起算する。

(工事着手届)

第176条 建設工事の契約の相手方は、工事に着手したときは、速やかにその旨を予算執行職員に届け出なければならない。

別表第4 (第129条、第130条、第137条関係)

契 約 の 種 類	金 額
1 工 事 又 は 製 造 の 請 負	200 万円
2 財 産 の 買 入 れ	150 万円
3 物 件 の 借 入 れ	80 万円
4 財 産 の 売 払 い	50 万円
5 物 件 の 貸 付 け	30 万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	100 万円